

法教育推進協議会 第14回会議 議事録

日 時 平成19年4月27日(金)
午後3時～午後4時40分

場 所 法務省第1会議室(20階)

議 事

土井座長 それでは、定刻を過ぎましたので、まだお見えになっておられない委員もおられますが、法教育推進協議会の第14回会議を開会させていただきます。

4月を迎えまして、委員の皆様方の御所属につきまして、御異動、御栄転があった方々がおりますので、最初に御紹介をさせていただきます。

最初に、まだお見えになっておられませんが、上原一夫委員におかれましては、東京都教育長指導部主任指導主事より新宿区教育委員会教育指導課長に御栄転になりました。

次に、大杉昭英委員におかれましては、文部科学省初等中等教育局視学官より岐阜大学教育学部教授に御栄転になりました。

そして、大杉委員の文部科学省における後任といたしまして、江口勇治委員が文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官を兼任されることになりました。

最後に、大場亮太郎委員におかれましては、日本司法支援センター本部事務局次長より、東京地方検察庁総務部副部長に御栄転になりました。

皆様方には、お立場が変わられましても、引き続き法教育の推進に御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

また、事務局におきましても、司法法制部の吉村典晃参事官が東京高等裁判所判事に御栄転になり、御後任として佐々木宗啓参事官に事務局を御担当いただくことになりました。

佐々木参事官より一言ごあいさつをいただければと思います。

佐々木参事官 4月に吉村の後任で着任いたしました佐々木宗啓と申します。出身母体は、裁判所で裁判官をしておりました。直近は、司法研修所で民事裁判を教えておりました、そういう関係もあって法教育というのはどういうものなのかと関心を持ってまいりまして、着任してから勉強させていただいたのですが、これは非常に大事な話であるということが、勉強すればするほどわかってきました。これからもいろいろ御指導賜りながら、事務局として、この協議会が成功するように一生懸命作業させていただきたいと思っておりますので、御指導、御鞭撻をよろしく願いいたします。

土井座長 どうもありがとうございました。

また、刑事局の石神局付が大阪地方検察庁に御栄転され、御後任として鈴木朋子局付が就任されました。鈴木局付からも一言ごあいさつをいただければと思います。

鈴木局付 3月14日付で石神の後任として参りました、法務省刑事局総務課裁判員制度啓発推進室の局付をしております鈴木と申します。何分不慣れなもので、皆様方には御迷惑をおかけすることも多々あるかと思っておりますが、今後とも何卒よろしく願いいたします。

土井座長 よろしく願いいたします。

それでは、本日の配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

佐々木参事官 本日の配布資料ですけれども、まず1つ目が、「法教育推進協議会の協議の状況について(案)」と題したものでございます。これは、これまでに御協議いただいた内容を踏まえまして、中間的に議論の状況をまとめたものの案でございます。

それから、既に皆様には郵送済みかと存じますが、皆様の御尽力により完成いたしました『はじめての法教育Q&A』という冊子、これをお配りしてございます。DVDもあわせてつけてございます。このQ&AとDVDにつきましては、今月の中旬ごろから書店でも販売

しているようでございまして、定価は、2,300円でございます。この本につきまして、文部科学省においても全国の教育委員会にお配りいただいているということでございます。

また、本日は、吉崎委員の方から最高裁判所の取組として資料をお配りしてございます。これについては、吉崎委員より御説明をお願いできればと存じます。よろしく願いいたします。

吉崎委員 それでは、冒頭で恐縮ですけれども、最高裁で取り組んでおります裁判員制度に関する広報グッズとして机上にDVDを二本お配りしております。若干時間をちょうだいいたしまして御紹介申し上げたいと思います。

法教育の協議会の場で御披露するという意味では、一本はまさに法教育のものなのですが、もう一本は法教育と言い切れるかどうか微妙なところがございますけれども、いずれも裁判員制度について国民の皆様幅広く理解いただくための広報グッズとして作成させていただいたものでございます。

まず、緑色のパッケージの方を見ていただきますと、こちらが『ぼくらの裁判員物語』というアニメーションDVD、ビデオでございます。これは、基本的に中学生や高校生といった学生向けに作ったものでございます。日ごろから彼らはアニメーションに慣れ親しんでいるだろうということで、アニメーションを用いて刑事裁判や裁判員制度について説明し、裁判員制度への理解を深めてもらい、最終的には裁判員裁判への参加意欲を中高生の段階から持っていただきたいという思いから作らせていただいたものでございます。

パッケージの裏を御覧いただきますと、あらすじとして書かせていただいておりますけれども、最高裁にしては割とソフトな感じで、高校生同士の恋愛を描きながらも、その中に司法制度、それから刑事裁判制度、そして裁判員制度といったものがちりばめられて自然と頭に入れてもらえるような、そんな構成にしております。全編22分でございます。末尾には、特典映像としまして、裁判員制度と各国の司法参加制度との対比について紹介するようなコーナーもございます。

私ども、この広報ツールの使い道として考えておりますのは、各地の裁判所におきまして、中高生を対象とした広報行事やあるいは出張講義といった場で、このDVDをまず流しまして、その上で、引き続き裁判官ほか裁判所の職員が裁判員制度等について説明をするということでございます。22分としたのは、そういったボリューム感で考えたというものでございます。

こちらの関係は、後で申し上げますもう一本の方と同様でございますけれども、各地の裁判所、それから各地の公立図書館に備え付けてございます。委員の皆様を始めとしまして、関係者の皆様方には、必要があれば、その貸出しの申出をいただきたいと思っております。地方裁判所であれば、総務課というところがございますので、そちらにお申出いただきますと、貸出しが可能となっております。

引き続きまして、もう一本のDVDの御紹介でございます。こちらは、『裁判員 - 選ばれ、そして見えてきたもの -』と題する広報用映画でございます。今、この形でDVDにパッケージされておりますけれども、映像自体は、映画館で映像ができるクオリティのものを作っております。

これは、本年3月に完成したものでございまして、裁判員がどのように選ばれるのかということを中心にしまして、裁判員裁判の手續全体をドラマ仕立てという形で描いたもので

ございます。

なぜ法教育と関係があるかと言うと、先ほど申し上げたとおり微妙な面はございますけれども、村上弘明さんを始めとした俳優を起用して豪華なものにしてございますけれども、内容的には大人が見てももちろんのこと、高校生以上の方にも理解いただけるようなわかりやすさを追求してございますので、高校生以上の方々の教育という側面も持っているのではないかとということで、本協議会で改めて御紹介させていただいているということでございます。

そういうことで、高校以上の高校、短大、大学、大学院にもこれらのDVDは送付しておりますし、先ほど申し上げましたとおり公立の図書館にも備え付けてございます。

こちらの映画につきましては、69分ぐらいの、これは大作でございまして、説明会とセットにももちろんできるわけですがけれども、どちらかと言うと、上映会といった趣で各地の裁判所や関係機関で使っていただくということを念頭に置いているものでございます。

御紹介は以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速、本日の議事に入りたいと思います。

最初の議事は、法教育推進協議会の協議の状況について、ということでございます。これまで本協議会において各分野の専門家の方々をお招きしてヒアリングを行い、また法教育の実践に関する報告を受けてまいりました。これらの審議を踏まえまして、事務局の方で、現段階の審議の状況について取りまとめていただきました。その取りまとめ案というものを叩き台にして、本日委員の方々の御意見をちょうだいできればというふうに思っております。

まず最初に、事務局の方から叩き台について御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

佐々木参事官 お手元にお配りしてございます「法教育推進協議会協議の状況について(案)」という8枚もののペーパーを御覧いただければと存じます。

まず、お断りしなければいけないのですが、なかなか御議論いただいている中身が難しゅうございまして、果たしてこのようなまとめ方でよいのかちょっと自信がなく、かつ先生方にいろいろとこれから教えていただきながらこれをよりよい形のものにというふうに考えてございます。

中身の御説明をさせていただきますと、まず1ページ目の第1につきましては、これまでの活動の外観とこれからの法教育の重要性ということを盛り込んでございます。

具体的には、本協議会の先駆的な役割をしておりました法教育研究会が4つの教材例を作ってから2年半が経過した間に、本協議会では、学校教育における法教育の実践、教育・法曹関係者による取組、裁判員制度を題材とした法教育の教材作成等に関する情報交換と今後の在り方の検討を行ってまいりました。そういうような活動もあって、法や司法の意義や役割を実感を持って理解して身につけることを目指すという法教育は着実に教育の現場にも浸透しつつあるのではないかと考えている。

本協議会では、そういう検討のほかに、中学生を対象とした、裁判員制度を題材とした教育教材を作成し、さらに法教育研究会が作り出した4つの教材例について、これを今度は教員の方々が利用するという立場でどういうことを考えればいいのかというQ&AとDVDを作成しました。作成した成果物をもってさらにこの法教育の普及・発展が進むとよいでありましょうということが第1の前段に書いてございます。

さらに次の段になりまして、18年の臨時国会で教育基本法が改正されて、いろいろな目標が掲げられました。その目標は我々の法教育が目指すところとほぼ一致したようなものでありまして、法やルールを守ることの意義や主権者として必要な資質についての教育の必要性、こういうことがうたわれていて、法教育の重要性はさらにどんどんと高まっていくであろうということが考えられる。そこで、今後、さらに議論の発展、進化が望まれるというようなことを冒頭で書かせていただいております。

2ページの第2を御覧いただきますと、これまでの協議の経過、論点整理までの経過というものを一応お示ししてございます。協議で、検討事項として挙げられた主要なものを9つ挙げさせていただいております。

1つ目が、法の基本的な価値、原則、そういうものの中から何をコアにして法教育を確立していくか。どういう概念をキーにしながら理解させていくか。そういう概念を抽出した上でその理解を積み重ねていくという手法が必要であるということが1つ目。

2つ目、3つ目というところは、発達段階というものに注目して、それにあった教育というものをきちんと考えなければならず、そういう発達段階にあった整理をしていかなければいけないということを一応挙げさせていただいております。

4つ目は、法教育は通常の教科等の中で展開していく必要があるという大前提のもとで、政治経済、道徳など既存の科目の中に取り込まれていくわけですが、その際、それらの科目と法教育との違いは何かということを検討した上で、さらにその違いを踏まえて、他の既存科目に入れたことによる影響や効果ということも考えておく必要があるということも挙げてさせていただいております。

それから、5つ目として、具体的な法教育の場面として、どのように展開するのか。それぞれの科目とどのように連携するのかということを検討する必要があるということも挙げさせていただいております。

6つ目が、現在、法教育に関する様々な教材が作成され、実践されており、これからもどんどんいろいろな教材が出てくると思います。

その中で、我々としましては、報告書の4教材に込められたコアの部分は一体何であるのかということをもう少し明確に鮮明に打ち出しまして、ほかの様々な方々が教材を作る中で、こういうところがコアになっておりますという、その作成上、実践上の参考になるような道しるべのようなものを打ち立てていく必要があるのではないかとことを挙げさせていただいております。

その前提として、法教育の理念と4つの教材、これの関係をもう少し明らかにして、何がコアなのか、何が中心なのかということをはっきりさせる必要があると思います。この中心についてくるような教材をほかの方々、みんなで作っていきましょうというようなことを発信しなければいけないということになります。

7つ目は、法教育に関する情報の集約、発信はいかなる主体がどのように行っていったら、この法教育の分野をリードしていくのかということを検討する必要があるということも挙げさせていただいております。

8つ目は、法教育というものの実践を拡大支援するためには、様々な局面において、法律実務家がどのような支援をすることが可能かということを検討した上で、実際に支援を仰いでいく体制というものを検討していく必要があるかと存じます。

そして、最後に、これからの検討分野として、私法分野についての学習機会の充実を図っていく必要がある。消費者保護に関する教材は作ってきたところですが、さらに様々な、会社と会社とか、会社と個人、あるいは契約ではない不法行為の分野等でも、いろいろな教材ということを考えて、いろいろな教育法を考えて、理解をより一層深めていくという必要がある。こういったことが論点整理までの経過として出てきてございます。

3ページの第2の2の論点整理後の協議の経過というのは、ここに書いてあるとおりでございます。

3ページの下の方になりますが、第3の検討の内容のところ、これまでの検討の具体的な内容で、特に重要と思われるところをピックアップして記載させていただいております。

1つ目は、法教育の核となるものという観点で、この法というものは一体どういうものなのか、そして、法教育というものは一体どういうものなのかということでございますが、法というのは世間の方々の多くは、権力によって強制されるものとか、紛争が起こったときに、病理現象を解決するための道具であるという理解が結構ございまして、実はそういうものが法ではなくて、その正常な状況を確認して運用するための道具でもあるということをしきりと法教育を行う際には理解させるような形でやっていかなければいけない。

これは、法治国家の本質を理解させるということにもかかわるかと思われる重要なポイントであり、この法の機能というものをきちんと理解させるということが必要でしょう。

また、(2)では、法教育は、法そのものを教えることや、法に内在する価値観を教えるというものだけにとどまるものではなくて、法が具体的に実現しようとする価値観、について教える対象を及ぼしていかなければいけないのではないかと御議論いただいておりますので、それもここに書かせていただきました。

2の憲法教育のところですが、これまでの協議会では、憲法という視点で、いろいろと御協議いただいておりますが、憲法については、人権の教育というものが1つのテーマになっておりました。その人権とか憲法の意義というものは、国家と国民それぞれの対応のものである。国民と国民の間であって、この憲法というものが機能するものではない。機能はするんですけども、そこを規制するものではないというような基本的な理解があるんですけども、それがきちんと小さい子供さんたちに理解できるかという懸念があるところですので、そこをきちんと子供にも理解してもらおう。その理解をしてもらうという過程の中で、個人対個人の共同体の間での最低限のレベルというものも出てくるであろうということをごこのところで書かせていただいております。

5ページにまいりまして、本協議会の今後ということになってまいりましてけれども、重点的に検討すべき法教育の分野としては、どういうことを検討していくのかということになります。法教育は、いろいろな科目の中に溶け込んでいくことになると思いますので、政治、経済、倫理等いろいろな教育との関係を、それを1つ1つ明らかにする必要があるのではないかと御議論いただいております。

実際に、法を教えるということになりますと、政治、経済、倫理の領域と重なっていくと思いますが、重なり方の具体的な中身というのが、3の(1)のイのところ書いてあるような形で重なってくるでしょう。

いろいろなアプローチ1つのことも法、経済、倫理とさまざまなアプローチが可能であることを前提に、これから法のアプローチというものを考えてやっていかなければならないと

いうことを書いております。

3の(1)のウのところにつきましては、具体的な教え方の確立というものを考えなければいけない。そのときに、「憲法の意義」という教材の中にいろいろと示唆される点があるということを書いております。

こういうふうに教科の中で、どういう形で、どういう視点で教えていくかということが1つの柱になるということが(1)でございまして、(2)は、これからは、私法の教育という面で、法教育の研究を進めていく必要があるということを書いてございます。

これもトラブルにあったときに、対症療法的にどうするんだということではなくて、私法ということをしちんと学ぶ上で、私的自治の原則とか、契約自由の原則、そういうことから契約というものを守らなければいけないということをしちんと理解するということになりますと、トラブルを未然に防ぐ能力とか、自分が主体的に取り引きしていく能力とか、そういうものがいろいろと培われてくるはずです。そういうことで、この私法という領域で、法教育を考えるということが非常に重要だということを書いていただいております。

6ページが一番下の方になりますと、では、具体的な方向性としてはどういうふうなことを考えるのかということで、1つは、消費者保護の関係。これをどんどんと深めながら、発展させていく。進化させる方向で発展させていくという方向性が1つ。もう1つは、その領域にとらわれず、物権法だとか、不法行為、さまざまな私法の分野のものを取り上げて、広く対象を拡大しながら発展していく方向性も考えられるところであるということに記載させていただいております。

7ページの4ですけれども、そういうような教育の方法をとるとしても、重要なものは発達段階に応じた教育の在り方ということを考えなければならない。そういうことを4でまとめさせていただいております。

5の方では、裁判員制度に関する教育という点では、国民の日常生活の方からイベント的に裁判員制度にかかわっていかねばいけない面もありますので、これについてどういう教育をしていくのかという在り方についてもなお引き続き検討していく必要があるだろうと思われま。

そういったことを8ページの6で主要な事項としてどういう課題になるかということをもとめさせていただきますと、ここにあるでまとめた5つのようなことになるのではないかと書いていただいております。

最後の第4、おわりにというのは、これまで通りさらに拡大するという形になりますが、関係の各機関といろいろと連携して取組を進化させていかなければならないということを書かせていただいております。

以上が、書かせていただいた内容でございます。本当にあらずじみたいな形になって申し訳ございませんが、このような内容で、とりあえず叩き台としての案をまとめさせていただきました。

土井座長 どうもありがとうございました。

事務局には、ぎりぎりまで御尽力いただいて、取りまとめていただいた叩き台になります。

それでは、どなたからでも結構ですので、この叩き台を踏まえて、御意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。

大杉委員 2ページ目の の下から3番目なんですけれども、2行目に「政治、経済、道徳な

ど既存の教科」と書いてあるんですけれども、道徳は教科ではないというのが1つです。

それとこれはよく見ると政治、経済、倫理というのと経済、政治、倫理というふうに出る場所で順番が変わっていると思うんですけれども、基本のものは恐らく5ページ目に書かれてあることだと思うんですが、この場合、例えば法と経済の関係を見た場合というところから始まっていますので、経済、政治、倫理の順番の方がいいと思います。

それは、高校の政治経済、倫理という科目と混同しますので、これは高校を想定しているのかというふうに学校の先生方は思われるのではないかと思うからです。それと、できたら経済や政治、倫理的内容を扱う教育というふうにしてもらおうと、小中高のすべての教科や道徳の時間を想定してもらえないかというふうに思います。

土井座長 ありがとうございます。

今、御指摘いただいた点、事務局の方で表現の方を直していただくようにいたします。

江口委員 今、大杉先生が言われたように、ちょっと政治、経済、倫理というのは、これは科目なのかそれとも一般的なことなのかで、ちょっとブレがありそうな気がしているんで、そこは少し修文した方がいいようなところが幾つか散見されます。そこはぜひ直していただければと思います。

例えば、倫理を教えるというのは、なかなか表記的にも難しく、倫理を学ぶぐらい、あるいは倫理を深めるとか、そういう表現にした方が穏当ではないかということもあります。あるいは、倫理を指導するという場合には、科目として使うとか。そういうようなところがあるというのが1点です。

それから、難しいんですけれども、土井先生の研究領域なんですけれども、憲法の名宛人のところが、やはり読んでいてもよくわからない。腑に落ちないところがあるんですね。これは、多分書き手の方も非常に難しく、どう落としたらいいのかと悩んだと思います。要するに、憲法は国民が作って、誰に向けたかということはわかると。でも、そうではなくて、国民はそれを守っていく義務があるんだということが、1ページ近く書かれているんですけれども、何かうまくスッと腑に落ちるように書けないでしょうかというのが、素人からの願望です。これは、きっと土井先生と佐藤先生の合作だろうと思うんですけれども、そのあたり、こうしろというのはとてもじゃないけれども、できないんですけれども、もう少しわかりやすく書けたらいいというのが希望です。

土井座長 どうもありがとうございます。

教科に関するものなのか、それとも当該分野と言いますか、内容に関するものなのかというところの整理の仕方、あるいは教育的な言葉遣い等につきましては、また御一読いただいて、教育の専門家の先生方からお気づきの点等がございましたら、まとめて事務局の方に送っていただきましたら、適切な方向で修文させていただきたいというふうに思います。

憲法の部分なのですが、おっしゃるとおり非常に難しい部分でして、今後検討していったらいいだろうという方向と現在の学説の状況等々がございまして、なかなか見通せないような表現ぶりにならざるを得ないという状態になっておりますが、もう一度私の方でも表現を工夫するような形で見させていただければというふうに思います。

そのほかの点でいかがでしょうか。

羽間委員 とても細かいことで申し訳ないんですが、3ページ目の一番最後のところなんですけれども、「それがうまくいかなかったときに病理が発生し」という言葉が書かれているん

ですが、心理学者あるいは精神保健の方に身を置く人間からすると、病理というのは疾患というようなイメージを持つので、多分そういう意味で使われている言葉ではないと思いますが、もう少し、ドキッとしないような、問題とか、そういう言葉があるんだと思います。それは変えていただいた方が誤解がないかなと思います。

土井座長 ありがとうございます。

その点は、修正をよろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

特に、委員が一同に会しておるところで御意見をいただいております方がいいかなと思いますのは、5ページ以降、3の本協議会において今後重点的に検討すべき法教育の分野、項目になります。もちろんここに掲げていないので、何もしないというのではなくて、当然、問題が出てくればその都度御審議いただくということになるかと思いますが、現段階で、こういう点を今後重点的に検討したらどうかということで、大きな項目として挙げていただいておりますのは、経済、政治、倫理的な内容を取り扱う教育との関係ということと、それから第2点目が、私法の教育の内容等についてでございます。

それから、発達段階に応じた法教育の在り方ですとか、裁判員制度を題材とした法教育について、というのが大きく挙がっておりまして、そのほか、課題として丸印に挙がっているようなものを取り上げております。

この点について、さらにこういうものを考えたらどうかということがあれば、今、おっしゃっていただけますと、委員間で議論していただけるかなというところでございます。

大場委員 大体、今、土井座長の方から御指摘のあったところで、5ページ以下のところ、こういった方向での検討になるのかなと思うんですが、8ページのその他のこの が5つあるものとの関係でいきますと、今後検討を要するものとして、実はこの法教育の内容についてというので、5ページ以下いろいろ検討していくということなんですが、その進め方についても、より具体的に議論していく必要があるのかなと思います。

例えば、8ページの6のところでは推進の在り方なり、発信基地の在り方、この辺が非常に大事になってくるのではないかなと思っています。

例えば、時期ものと言いますか、裁判員制度が平成21年の5月までに始まるということがありますので、恐らくこの法教育、裁判員の啓発とは完全に重ならないとはいえ、政府、あるいは裁判所、弁護士会の方で、法曹三者を中心にして裁判員の啓発というのは、一層盛んになっていくのではないかなと思います。

我々がいろいろ議論している法教育についても、ある意味ではそれに乗っかるような形でいくと、法教育というのがより広く知られることになりましょうし、また学校の現場でも、裁判員制度が始まるよということについてはかなり周知が図られているのかなと思いますので、法教育というのも、それにももちろん無縁ではないわけですので、ちょっとタイミング的にこの1年間ないし2年間というのがこの法教育をワッと広げるようなものとして、この8ページの6、その他に挙げられている推進の在り方なり発信基地の在り方、こういった方法論というものについてもより具体的に皆さんからの意見を伺って、進めていく、こういったことが必要ではないのかなと思っております。

では、さらにこの のところから、さらにどうやって書き下ろすのかというのは、まさにこれからの検討課題ということですので、特に、このペーパーの書き方として、さらに書

き下ろすということまでは今の段階では難しいかもしれませんが、ちょっとそんなことを思っております。

今、ちょっと土井座長の方から言われたところから少しはみ出るんですけれども、ただ推進の在り方と若干絡んでくるところなので、ちょっと申し上げますと、第4のおわりにのところで、関係機関での取組みが不可欠であると書いてあるわけです。弁護士会、あるいは政府、裁判所、そういったところの関係機関での取組みが不可欠であると書いてあるわけですけれども、これについては、私の前職の関係で、ぜひ関係機関の中に、日本司法支援センター（法テラス）、これも仲間に入れていただければなど、そんなふうに思っております。

これは、一委員としての意見でありますけれども、御案内のとおり昨年10月から法テラスの業務を開始しております、特にこれはここで言うこともないのかもしれませんが、司法を利用したい人だとか、あるいは潜在的な利用者、そういった方に司法を利用していただくための門を叩いていただくためのもの。この司法アクセスを容易にするためのものと言われてはいますが、そういった法テラスの中であって、とりわけ情報提供業務、これが非常に注目を浴びているところであります。

これは、法制度だとか、弁護士、司法書士といった法律専門家の活動についての情報を提供するという業務でありますけれども、地方事務所での窓口での情報提供、また東京に1カ所設けられておりますけれども、コールセンター、これについては鈴木委員にもかなり御尽力をいただいているというふうに聞いております。そういった今までにない形での法情報、あるいは弁護士、司法書士といった法律専門家の関係機関の活動についての情報提供をしておるわけでありまして。

これまで、相当お問合せが多くて、一般の方々にとってみると、この司法、もう少し広い意味での裁判所だけではなくて広い意味での司法だとか、法制度についての情報、あるいはそこに活躍しておられる弁護士、司法書士といった法律専門家の方がどこでどんな仕事をしているのか分からない方がすごく多い。したがって、このコールセンターに電話をしてくるという方が非常に多いということがこの半年の動きでよく分かってきております。

法教育の研究会では、最初の研究会では、主に学校における法教育を念頭においておりましたし、この法教育推進協議会ではそれに加えて裁判員の制度についての教育というのも入ってきたわけでありまして、こういった広い意味での法教育において、法テラスというのは、相当かどうか分かりませんが、一定の役割を果たすことができるのではないかと思います。

今、申し上げたようにコールセンターなどにかかってくる問合せで多いのは、金銭の借入れ、要するに多重債務の問題だとか、あるいは離婚だとか、非常に身近な問題について、極めて多くの問合せがございまして、それに対する回答、あるいは情報提供というノウハウが法テラスには蓄積しつつあります。

そうしますと、総合法律支援構想では、情報提供というのが本来業務になっているわけですが、窓口、あるいはコールセンターにおける情報提供、これはいってみれば受身ですね。利用者から電話がかかってくる、あるいは来ていただく。それについての情報提供でありますけれども、法教育はむしろ、提供する側から、学校なり地域なりに出て行って、情報提供すると。こういったことでありますので、法テラスの基盤となっている総合法律支援構想というものにこの法教育というものは非常に親和性があるものではないのかなという

ふうに思っています。

したがって、私個人といたしましては、法テラスが、この法教育を進める上でも政府や裁判所、弁護士会、司法書士会、そういった団体等と並んで、協力してこの法教育の普及、発展に役割を果たしてほしいと個人としては思っておりますし、また法テラスの方としても、法教育にかかわりを持っていきたいという意向であるというふうに聞いておりますので、この第4のおわりにのところの関係機関のところ、日本司法支援センター（法テラス）というのをに入れていただければと、そんなふうに思っております。よろしく願いいたします。

土井座長 ありがとうございます。

まさに法テラスのファウンディング・ファーザーズのお1人から力強いお言葉をいただきましたので、これはぜひ入れさせていただきたいというふうに思います。

今、御指摘のありました法教育の今後の推進の在り方、発信基地の在り方等、検討の進め方、普及の進め方、こうした点についても時期との関係もございますので、来期、重点的に議論していただく項目の1つとしてはどうかという御意見でございますが、御異論はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

文章の書き方として、新たな項目を立てるのか、その他の中で、少しウェイトをつけながら書くのか、その辺は事務局、私の方にらせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。

吉崎委員 今の関係で、思いつきのような話なのですが、こういうところで議論していますと、どうしても現場でどのくらい根づいているのかがなかなかつかみがたい。もうちょっと言ってしまうと、地域での活動というのは、どういったものになっているのかというのが、いまひとつ体感できないわけですが、恐らく発信をするにあたって、発信の仕方として、もうちょっと草の根的な、地域における法教育の普及なりということも目指していかなければいけないのかなと思っております。

昨年度から、裁判員制度の関係で、夏期教員研修というのが行われており、今年度も行われると承知しておりますが、ああいった活動を通じて、各地の教師の方々に制度について理解いただいた上で、教育現場に生かしていただきたいという目的にあると認識しております。

そういったことを法教育全般に広がる形で地域に発信していくことが、結局は、日本全体の問題としてとらえていただける機会になるのかなと思っておりますので、発信基地の問題にとどまらないかもしれませんが、地域で法教育が根付くことを目指した発信の仕方ということを今後の検討課題にしてみてもどうかというふうに考えてございます。以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

西嶋委員 同じように感じていたところなんですけれども、この教育現場というところの話なんです、家庭、社会にどう持っていくかということがとても大きな課題になっているんだと思うので、そこのところがどこも触れてないような気がしたものですから、そういう観点をに入れていただいた方がいいんじゃないかなと思ったのと、もう1つは、私は全く法律の方の素人なので、言葉として、私だけが不慣れなのかもしれないんですけど、7ページの上から7行目、「企業の被用者となる」と書いてあるんですけど、「被用者」という言葉は、私は一般の人間としてはすごく慣れなくて、ちょっと奇異に感じたんですが、専

門の言葉でしょうか。そうではないですか。

佐々木参事官 言葉としては、被用者という言葉で使われているので、ちょっと無意識に書いてしまったんですが。ほかの単語に置き換えられるように、ちょっとまた修文を考えさせていただきます。

土井座長 この文章、法律家だけが見る文章ではございませんので、法律家はスッと読み過ぎてしまうところ、法律家ではない先生方に御覧いただいて、これは分かりにくいよとか、これではなかなか意味がつかめないよというような点がございましたら、これら気になった点すべてを事務局の方におっしゃっていただければ、どこまでできるかどうかお約束できたいところもございますが、できる限り分かりやすくする努力をしていただくということにいたしたいと思しますので、その点は御遠慮なく、メール等で御連絡いただければというふうに思います。

それから、吉崎委員と西嶋委員の方からおっしゃっていただきました、地域に根ざした普及の在り方という点も、これも重要な点ですし、その推進の在り方、発信基地の在り方という点と密接にかかわってきますので、それらの点と関連づけて文章を作成させていただくという形にいたしたいというふうに思います。

そのほかいかがでしょうか。

安藤委員 質問みたいなものなのですけれども、この本題と外れちゃうかもしれないんですが、昨日が今日の新聞に中教審の山崎委員長が今の教育現場で倫理教育をするのは難しいという発言をされた旨の記事が掲載されていたと思うのですけれども、これは多分個人的な意見というふうに書いてあったと思うのですけれども、やはりこの間、1つの新聞の記事で、これはおかしいなと思ったのが、京都か何かの河原で、板前さんが桜の枝を二本折って、捕まってしまった事件が書いてあって、人間の倫理観って、昔はそんなことしちゃいけないということが当たり前のように伝わっていたのが、今は全然そういうことに対する倫理観というのが伝わってない時代になっていると思います。

やはり法教育と倫理教育はものすごく私は背中合わせの部分があるので、できるならばもっとその辺を押していけるようなことができたらいいのかなと思うので、どういうふうに話をつなげていいかわからないのですけれども、やはり法教育と倫理教育というのはものすごく大事なところだと思いますので、もうちょっとこの辺を押していただければいいかなと思います。

一般的な、私たちの世代では常識だったことが、今の時代、常識ではなくなっているような気がしますので。

土井座長 ありがとうございます。

倫理の問題、あるいは道德の問題等々について法教育との関連、あるいはどういうふうに位置づけていくのかという点は当然重要な点であろうと思います。道德というのか倫理というのかというのは教育の専門家の先生方とちょっと御協議をする必要はあるのですけれども、一応、5ページのところ、経済、政治、倫理に関するような内容というところとどう関連づけていくかというのは、課題の1つとして掲げておりますので、これとの関連で、倫理、あるいは道德と方法の関係についても今後御議論いただくというつもりであります。今、安藤委員からの御指摘の点を踏まえて、どういう形をしていくかという点も考えていきたいというふうに思います。

そのほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

鈴木委員 まだ、詳細に見てないところがあるので、後からまたメール等で意見を言わせていただこうかと思っておりますが、私法教育という言葉が出てきておりますが、ただでさえ法教育が法を教えるものではないかと、これは僕は誤解だと思っているんですが、それらの中で、私法教育という言葉をもた出してしまうと、私法を教えるのかとまた言われてしまう感じがします。

ですから、私法の分野における法教育というような形で少し表現を変えていただければよろしいのかなと思います。

それから、この法教育研究会における議論としてまた私法と消費者保護という形で教材は作りまされたけれども、あれはもっぱら中学校の3年生の教育課程の中で消費者保護というのが入っているので、そこに入れるのがいいだろうということで、入れたと認識しております。ですから、消費者保護をあそこでやっていきましょうということではなかったように思っております。便宜的にあそこの部分を使わせてもらったと。

ですから、消費者保護の観点をずっと突き進むというようなことは、基本的には研究会のときにもあまりなかったように思っておりますので、少し方向性の部分で、表現のところを少し考えていただければと思います。

それから、もう1つの方向性ということで、物権、不法行為と出てきていまして、分野的にはそうなのかなと思うんですが、やはりもう少し私法の部分はこなれたようにしていかないと、なかなかうまく伝わらないのかなというふうな、実は弁護士会の中でも、私法の分野をどうするのかというのを議論しているところですけども、方向としては絶対に検討しなければいけない部分なので、よろしく願いいたします。

それから、大場先生から少し名前を出していただいたように、コールセンターで情報提供のお手伝いをしていますが、法テラスがそういう意味で、法教育の1つの発信源となっていくことは私もあり得るだろうと思っておりますので、土井先生にも取り入れましょうとおっしゃっていただきましたが、ぜひ検討していただければというふうに思っております。

土井座長 どうもありがとうございます。

私自身も、私法の分野というのが多分の次期協議会での大きな問題、議論すべき点になるだろうと思います。

と申し上げますのは、私法自体について学校教育でどうするのかということは、従来あった部分ではないということから新たに検討しないといけないという点と、この2年間の間も御意見等は伺ってはきたのですが、十分詰められていない点でございますので、この点については、検討する必要があるだろうというふうに思っております。

その意味で、まだはっきりした方向性を出すという段階ではございませんので、できるだけ今までの議論を踏まえながらも次の検討に幅広い余地を残せるような表現にするように調整をいたしたいと思っておりますので、お気づきの点等がありましたら具体的にまたおっしゃっていただければ調整をさせていただきたいと思っております。

ほかはいかがでしょうか。

高橋委員 今回の発言と重複するところがあるかもしれませんが、法教育推進の最後のところで、社会教育における法教育というところがあります。法教育研究会の報告書の中でも、家庭と

の連携であるとか、それから地域社会、職場の連携というようなことが書かれていましたので、ぜひ学校教育だけで行われる法教育ではなくて、生涯教育、一生かけて親と子、地域と子というような形の法教育を目指すというようなことの議論もぜひしていただきたいと思えます。子供に与えるだけの視点ではなくて、我々大人も学ばなければいけないという法教育はぜひ必要ではないのかなと思っております。

今、金融経済教育に対して、地方自治体も関心を示していますので、そういったところの連携というものを今の私法の教育にかかわってでも必要になろうかなと思っております。

土井座長 どうもありがとうございます。

法教育の推進、あるいは発信の在り方、あるいはその射程としての地域、社会教育の重要性というのは、3委員から御発言をいただきましたので、ある程度まとまった形で取り上げられるようにするように文章の構成を考えるようにいたしたいというふうに思います。

ほかはいかがでしょうか。

羽間委員 7ページの4番の発達段階に応じた法教育の在り方という節があり、そこで既に書かれていますので、これ以上の表現をして欲しいという趣旨の発言ではありませんが、この「発達段階に応じた」というときに、具体的に子供の何の発達をイメージされているのかということが、まだちょっと私には見えてきていないところがあります。

例えば、知的能力の発達、抽象的な思考の発達といったことをイメージされているのか。あるいは、心、心理的発達といったものまでも含めているのか。そういったことが、もしかしたら安藤委員がおっしゃったことと少し関連してくるような議論になるのではないかというふうに私自身は考えています。

もしも、すでに研究会の方で検討されていたのだったら失礼かとは思っているんですけども。

土井座長 どうもありがとうございます。

発達段階、何に着目するかという議論で、恐らく今御指摘いただいた両方を考えていただろうと思います。心理的な部分については、研究会のときに無藤先生に来ていただいて、発達心理学の問題、あるいは道徳意識の形成の問題等をお話しいただいたこともございますし、犯罪心理学を御専門だった清永先生にも来ていただいておりますので、知的なレベルとそれから心理的なレベル、両方踏まえて御検討いただきたいという趣旨で書かせていただいておりますので明示する必要があるれば、またその辺は工夫をさせていただきます。

ほかはいかがでしょうか。

山下委員 実に簡単なことですが、「その他」のところ、学習、社会、学校、大学、民間という順序で並んでいます。そういう配列で「社会教育」という表現になると、ここで議論している人は先ほど言った生涯教育とすぐ分かるのですが、これだけ読んだ人には「社会科教育」に間違われる可能性もあるので表記を工夫したほうがよいと思います。周りが全部学校なものですから。

土井座長 はい、わかりました。

誤解のないようにさせていただきたいと思えます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、一応一通り御意見をいただきましたので、今いただきました御意見を踏まえて、事務局で必要な修正を加えていきたいと思えます。

さらに、細かな表現等にかかわる点でお気づきの点等がございましたら、メール等でも結構でございますので、事務局の方に具体的にお伝えいただけましたら、それを踏まえて修文をさせていただきますと思います。

それで私の方に一応預らせていただきまして、修文を行った上で、また委員の皆様の方には事務局の方からこういう修正を行いました、いかがでしょうかというふうに御照会をいたしますので、その際にまた御検討いただいて、最終案を確定させていただきたいというふうに思います。

それではよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、協議の状況につきましては、そのような形にさせていただきたいと思います。

引き続きまして、法教育推進協議会の現在の任期が、平成17年5月から2年とされておりまして、この会をもちまして、1回目の任期が終了することになります。そこで、時間の許す限り、委員の皆様の方から現在の法教育の進展状況等についての所感をいただきたいというふうに思っております。

できましたら、お1人当たり約5分程度でお願いできればというふうに思っております。

それでは、御都合等もございますので、まず安藤委員の方から御意見をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

安藤委員 この何年か法教育の会議に出させていただいて、最初から本当、私が多分一般人と同じレベルで生活をしていたと思うのですけれども、今でもそうなのですが、ここにも書いてありますように、法というのがどうしても遠いもので避けて通りたいという生活の中で、そういう意識が多かったと思いますけれども、やはり裁判員制度の導入の前に、私たちも法律に対する意識をもっと変えていかなければいけないということを現実に参加させていただいてものすごく感じていました。

今回も、この『はじめての法教育のQ & A』とかを読ませていただいたのですけれども、うちの娘たちもこれを一緒にめくって、これで学校で勉強ができるのだったら、興味を持てるかもしれないというふうに言っておりました。

かなり分かりやすくできていると思いますし、こういうふうに身近なところから攻めただけであれば、もっと法律というものが自分たちを守ってくれるものだ、日常の中に、常にもとにあるのだということが理解できるのではないかと思います。

先ほども言いましたけれども、本当にもっと踏み込んで、倫理観というものとか、道徳とかというものが結びついた生活を中高生の人たちも考えて過ごしていけるような法教育ができればいいなというふうに思っています。

本当は親と子の間での、法的な知識、法に対する認識をもっと高めていかないと、学校教育だけではこういうものは全部でききらないと思いますので、各地域でもやはり親と子の法をもっと日常的に考えるというようなことを地道にやっていただけたら、よりよい方向に行くのではないかなというふうに思っております。

土井座長 ありがとうございます。

吉崎委員、お願いします。

吉崎委員 吉崎でございます。1年間参加させていただきまして、途中休んだりしているいろいろ失礼があったと思いますし、さしたる意見も申し上げられずに役割を果たしたとは全く言え

ずじくじたる思いであります。

この1年参加させていただいて、一番印象に残ることとしては、裁判員教材を用いた学校での、上野中学校でしたか、そこでの授業を何回か拝見させていただいたことのことです。ここの協議会の席でも若干感想を述べさせていただいたこともあったかと記憶しておりますが、1つは、その場面で印象的に残ったのが、グループをつくって、生徒たちだけで議論をするという機会があったわけですが、そのときにはものすごく元気がよくてワアワア言っている女子生徒がおりまして、その後、班を解いて教室全員で先生の司会のもとに議論を始めたときには、一番ワアワア言っていた子が当てられてもシュンとしてしまって、なかなか今度はか細くよく聞こえない声で発言自体もそれまでの勢いとは全然違うという様子を見ました。

中学生であることとか、学校での人間関係とかいろいろあるのかもしれませんが、自分の現在から将来に向けて取り組むであろう裁判員制度のことを念頭に置いた場合に、まず1つ思ったのは、裁判員制度であっても、少なくとも9人の前で1の方が発言をするという機会があるわけですから、そこで1の方が発言するというのはやはりこれは子供に限らず御負担であろうと思います。ですから、負担を感じさせない形、そういった雰囲気での評議をどのように裁判所として主宰していくかということは、もう2年しかございませんので、私どもとしてもそういう雰囲気づくりとか、取組については、急ピッチで進めなければいけないことだなと思われたことでした。

それから、同じ場面を見て、もう1つ思ったのは、そういう場所、そういうパブリックな場所で発言をするということが、日本人はあまり得意ではないのではないかなということだと思います。いわゆるブレインストーミングだとか、あるいはディベートだとか、外国をよく知っているわけではありませんけれども、日本は機会が乏しいし、機会が少ないからなかなか有意義な意見を述べる勇気が出ないということもあるかと思えます。

教育の中身の問題もそうですが、そういう発言をどんどんしていくことが恥ずかしくないんだ、勇気を持って言えば、きっと誰かが聞いてくれるんだという意識を子供のころから持ってもらうことが非常に重要であろうということを、その場面を思い起こして考えている状況でございます。

土井座長 どうもありがとうございます。

続きまして、途中で退席される御予定ということですので、大場委員、よろしく願いいたします。

大場委員 私は、法教育研究会のときに法務省の事務局の方として関与させていただきまして、その後も法教育推進協議会の委員に入れていただきまして、2年間やってきたわけですが、この協議会に関してはそのときどきの仕事の関係で、十分に勉強することはできなかったというのが非常に残念なところだと思っております。

先ほどの話の若干続きになりますけれども、情報提供、法制度だとか関係機関の情報ということの提供の重要性というのは、法テラスにいて、非常に強く感じました。お問合せの方というのが、今自分がどこに立っているかわからないという方が非常に多いなという感じがしました。

法律家にとってみると当たり前というか、あなたがここにいるんだよとすぐにわかることでも、例えば多重債務の問題とか、これぐらいの利率、これぐらいで借りていて、今幾ら借

りているんだということが法律家から見ると比較的分かりやすいことでも、一般の方にとってはそれが分からない。自分がどういった立場にいるか分からない。そういった方が非常に多いという感じは、見たり聞いたりして、よく感じていたところです。

これが世の中の全部ではないかもしれませんが、この法教育というものの重要性というのはいまますます高まっていくのではないかなと、そんなふう思ったところです。

折りしも、司法制度改革ということで、裁判員制度が始まる。また法テラスといったことで、その司法についてのアプローチがより容易になる。そういった中であって、この法教育というのがその裁判員制度もそうですし、裁判員制度によって、国民にとって司法が身近でないと裁判員になろうという気持ちになってくれないわけですし、また何かトラブルに陥ったときにも、やはり司法が身近でないと、司法の専門家、法律の専門家へのアクセスもできないであろう。また、法テラスの門も叩いてくれないだろうと思いますので、それを結びつけるものと言いますか、両方に共通、必要なのが法教育なんだろうなと思います。

もちろん子供に対する法教育もそうですし、社会人に対する法教育というのも重要になってくるであろうと思います。

先ほど申しましたけれども、法教育の普及についてタイミングというのをぜひ考えていきたいなというふうに思っています。

タイミングと申しますのは、先ほども申しましたように、裁判員制度が始まると、この勢いに乗っていくことが非常に大事ではないのかなと思って、この2年間を過ごしてまいりました。

また、さらにこの協議会において、今日いろいろ御意見のあったのをさらに事務局の方でまとめられて、さらに第二段階ということに行くと思うんですけども、より実践的な法教育をどうやっているいろいろな社会の各層に広めていくのかということについてもぜひ協議していくことになればというふうに思っております。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、これ以降は、あいうえお順ということになるとと思いますが、では、上原委員の方からよろしく願いいたします。

上原委員 それでは、あいうえお順ということでいただきました。遅くなってすみませんでした。

先ほど、お話がありましたけれども、昨年警察庁の方で、特別区23区の中学校、そして高等学校全校の教員各学校1名ずつを集めて研修をしてくださったということがありました。今年もそれをやってくださるという話が来ております。

それもありますし、都教委の方もことあるごとに、法教育という言葉何かにつけて使う努力をしております、もちろんそもそも先生方の御努力が大きいんですけども、そういう点では、法教育という言葉あるいは裁判員制度、あるいは裁判とか裁判官とか、弁護士とか、そういう言葉は以前に増して随分聞かれるようになったのは事実だと思います。

ただし、率直に言って、私の実感としては、やはり法教育というものの自体がストンと落ちてないのではないかという気がしてならないです。

前にもお話ししたかもしれないんですけども、平成に入ったころ、都教委で国際理解教育ということ始めて、最初はどこの学校の先生方も何をするのという、そんなような顔をされたんです。ですけども、今はもう国際理解と言え、どこの学校でもいつでもオッケ

ーですよ、やりましょうという、そんな感覚になっていただいていると思います。

平成の中ごろ、環境教育と金銭金融教育を都教委では概念としてくっつけて考えました。必ず結びつくものであるという感覚を持っております。これは、結構浸透したなと思いながらまだストーンと落ちない面はあるんですね。何で、それが一緒なんですかと、そう言われて多分金銭金融教育はお小遣い帳ぐらいしか持ってない人にとっては、環境教育と結びつかないかと思うんですけれども。

そこまでは行かないまでも、法教育がどうしても社会科から抜け出していないところが実際否めないのではないかなという気はしています。

先ほどのお話で、地域に根づくという、そんな話がありましたけれども、まさに法教育というのはどういうものかというものがどう根づかせることができるかなということを考えています。

全く私事なんですけれども、3月まで都教委におったんですけれども、4月1日から異動になりまして、今新宿区の教育委員会の方に移っているんですが、区民の30万人のうちの1割が外国籍の方なんです。

それで、とても手前みそなんですけれども、いい教育目標を立てていまして、大体どこの区市でも3つとか4つ程度なんですけれども、その3つの中の1つが、地域の一員として社会のルールを守る人という、こういう教育目標を立てているんですね。

ルールなんていう言葉をパッと使うのは、そうないんじゃないかと思って、私は大変うれしくなっているんですけれども、教育長と話しながら、これは守る人ではなくて、まずルールを作る人、作れる人、そして守る人。そういう解釈はどうでしょう。いいわね、なんて女性の教育長なんですけれども、そんな話が出まして、どうにか全国展開、全教員がしっかりと研修を受けられるような、そういう全国展開に持っていけないかなと思います。

そのときに法教育を前面に出したらいいのか、それともまさに多文化共生の社会を作ることを目指さなければいけない地域ということもありますので、本当にみんなで共生していくために、どんなルールが必要なのか。作ったらいいのか。そしてそれを守ったらいいのかという所でまさに本質論からいって、実はそれは法教育の考え方だったんですよという、そういう持っていきの方がストーンと落ちていくのか。そんなことを今ちょっと考えているところであります。

昨年の11月に、文科省の方にいじめがもとで自殺をほのめかすお手紙が来て、都にも随分来たんですけれども、あれから国もそうですし、都も、そして各区市町村も、まさに24時間電話対応とか、今現在も対応しております。

随分、電話の内容が変わってきまして、率直に言って、一番何が変わったかと言うと、もちろんいじめもあるんですけれども、結局、とどのつまりは学校教師との対応の仕方みたいな。何かがあってもすぐに動いてくれないとか。初期対応が悪かったからこうなったんだとか。結局、そこでどうなるかと言うと、十分苦情を言っていただく前に、裁判に訴えるというお声を随分聞くようになってしまったんですね。現実にもそういうことが起きています。

3月末にも、某23区の区教委も知らない、学校も何の事例がよく分からないというまま突然にマスコミの方で取材をされまして、後からどんな訴えだったのかと見ても、具体的なものが分からないという。そんなことがあったり。

ですから、先ほどの話じゃないんですけれども、いろいろとこれから予想したとおり、まさ

に裁判というものが身近にならざるを得ない様相を呈してきたなということを感じています。

そういう点で、まさに法テラスの方の情報、力を本当に借りていかなければいけないのではないかとひしひしと感じているところでもあります。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、江口委員、どうぞよろしくお願いします。

江口委員 ざっくばらんに、2003年7月に法教育研究会が始まったということで、今4年あまり。少し飽きたなと思っておりました。法教育というのは大切で、最初のころには自分の思想を展開したいということで一生懸命頑張ってきたんですけども、ああ、どうしたもんかなという形で、ここ1、2年、なかなか一歩踏み出せないなと。初めの一歩は踏み出したんですけども、次の一歩はどうするんだろうかと。

ところが、この委員会は、4年も続き、また続くかもしれないというのは、司法書士会を含めて法曹三者が一定程度協力し合ってやろうと。教育という問題はよく見えないし、つかみどころがないけれども、議論の幅を広げるためにも協力していこうというのは、非常に大きな功績だったと僕は思っています。

それが現場にどの程度根づいているかどうかというのは、これはちょっとあまり言えないんですけども、私は非常勤の調査官を兼任しながら、文部省の議論の中にも結構法教育という論点が入り込んでいるということ、これは公表されている資料の中でも結構入っているように、法教育というのが形なのか、考え方なのかは別として展開されつつあるんだなあというのを時代的にも実際にも感じているところです。

その功績はどこにあるのかなともう1つ考えたときには、内容もさることながら、多分こんな難しい会議をよくまとめた土井座長の功績だと僕は思っています。いろいろな人間がいて、いろいろな考え方があり、かつ法律知識が素人からあるいはちょっとかじった人から、それから僕みたいに別な論点から切り込んでいこうとする人間がいる中で、よくこんなに4年間も続いて1つの仕事のできたなというのは、率直なところでして、この研究会は次に別なテーマとしてでもつなげられる重要な試みだと思っています。

ほかの先生方も言われたんですけども、私の家内が少し法や司法に興味を持ち出したのは、裁判員制度の問題です。最近、中村雅俊さんのビデオを見たり、この村上さんのビデオを見たり、ビデオを見ながらいろいろ考え始めたんです。私に質問するんじゃなくて考え始めたんです。

これは、まさに僕らは学校教育を念頭に置いたけれども、実は学校教育ではなくて、そこを支える人に流れていったと。そういう教育だったと。

こういう教育が、もっと地についたものになっていけばいいかなと思っておりますので、本当に率直に語らせていただきました。

土井座長 どうもありがとうございました。

お褒めいただいて、大変ありがとうございます。

続きまして、大杉委員、お願いします。

大杉委員 昨年まで、文部科学省にお世話になっておりましたので、仕事の関係と言いますか、いろいろな県の社会科の研究大会でお話をする機会があったんですけども、最初のころは法教育ということについては、こちらが言わないとなかなか「えっ」という感じだったんですけども、徐々に、ある県では裁判所の所長さんがこの研究大会に15分ほどお時間をい

ただきたいと言って参加してこられて、法教育、あるいは裁判員制度のお話をされて、徐々にみんなで取りかかっていこうというムードが出てきているなという感じがしたんですね。

全国大会で裁判所のある町に多く行きますけれども、たくさんののぼりやあるいはスタッフの方が、裁判員制度のロゴが入ったジャンパーを着ながら動いているというのを目にして、機運は徐々に高まっているなと思っていたんですが、一昨年の指導主事会議、これを見ておりますと、特色のある事業を紹介してくださいという項目があるんですけども、法に関する内容の指導計画というものを紹介される県がかなりふえてきて、かなりと言ってもまだ3分の1ぐらいだったと記憶に残るんですけども、非常に増えてきたなと感じております。

また、私自身を振り返ってみますと、社会科、公民教育を担当していますけれども、いろいろな教科の中に、法に関する内容があるなと思っています。

小学校1、2年でやる生活科の学習の中に、遊びというものが内容として取り上げられるんですけども、ルールを作って遊ぶ方が楽しいということに気づいていく学習、そういうことが小学校1、2年で始まっています。これが法に関する学習の最初のとっかかりなんだというふうに私自身も目を開くことができました。

また、イギリスの教科書「citizenship」という新しい教科の教科書の研究的なことをやっているんですけども、そこでは最初にルールを学習する。学校生活の中のルールとか、いろいろなルールを学ぶようになっていきます。社会を形成する主体者を育てようという意図があると思うんですけども、社会を形成する主体者にとってやはり必要なものはルールなんだというふうにとらえることができるのではないかなというふうに思いました。

このように、2003年、先ほど江口先生が申されましたように、2003年から始まって、私自身がやっここまで成長してきたということで、これから大学で若い教師を目指す学生たちに伝えていながら指導してまいりたいと思っています。また、いろいろ御指導していただければと思います。どうもありがとうございました。

土井座長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、よろしく願いいたします。

鈴木委員 研究会のときからですので、もう長くなっているんですけども、この推進協議会になってからは特に裁判員の教材を法曹三者でまとめるのにいかに苦労するのかという部分で悩ましく思いました。その際には、土井座長にもかなり協力をしていただきまして、三者の何とかのまとまりができたなと、こういうことをやっていくことが1つ1つ、普通の人たちに対して法というのを伝えていくことになるんだろうというふうに思っております。

それから、この間、『はじめての法教育』という冊子ができて、学校現場でだんだん使われるという中で研究して、それに法曹三者が協力しましょうということで、私の方も、そういう意味で言うと弁護士会の方にも叱咤激励をしながらやっていく。特に、昨年始まって今年もという話ですけども、夏期セミナーに協力させていただくことについては、法務省の方から弁護士会に協力してほしいと言われて、全国でやるんですかみたいなことにこちらもなりまして、慌てて研修会を開催するとか、それによって弁護士会にそれなりの種がまけたのかなというふうに思っておりますので、今年もできれば昨年のような形で協力をさせていただければというふうに思っております。

個人的な部分で言いますと、実は、この法教育研究会、それから推進協議会と法教育が進むに当たっては、学校現場の先生にやっていただきましょうという形になっているものです。

から、我々弁護士があまり出ていって、授業の真似事をするのはあまり推進されていないのですけれども、実は弁護士が法教育というのに馴染むのに一番いいのは、授業的なことをやってみる。実際に生徒さんの前に立って話をするという経験を持つことで、いかに子供たちがそういうのに触れられるのかということを経験することだと思っております。

私もしばらくやっていなかったんですけども、今年の3月に、これは毎年恒例になっているのですが、小学校6年生に法についてお話をします。ちょうど卒業前ということでやりましたけれども、学校によっていろいろな子供さんたちがいらっしゃるわけですが、そういうことをやれば、また1つ1つ私も気づくことがありますし、こんなテーマでもう少しやったらおもしろいなというふうに思ったりしております。

ですから、これを推進していく中では、やはり裁判官の方たち、それから検察官の方たち、弁護士も少し出ていってお話をします、それを学校の先生に見ていただくということもまだまだ少しずつやっていった方がいいのかなというふうに思っております。

この研究会、推進協議会と続いてきておりますけれども、今後もこういった活動が法務省において続けられることを願っております。ありがとうございました。

土井座長 それでは、高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 今、鈴木委員がおっしゃったように、現場で実践、体験をするということは非常に大事なことだなというふうに思っております。私自身もここ10年ぐらい学校に行っているいろいろなお話をさせていただいています。

全国に、司法書士は約1万8千人いますけれども、まだまだ学校に行っている割合としては非常に少ないですけれども、ほぼ全都道府県で誰かしらが学校に行っていて、いろいろなお話をさせていただいているという状況までになってきました。

この法教育研究会、法教育推進協議会にかかわらせていただいて、私自身はかなり変わったなというか、法教育のエキスを随分吸い取って、私自身の学校での話も変わってきたのではないかなと。それを今全国に発信していますので、恐らくこれからの全国の司法書士の法教育のかかわり方は、かなり前向きになるのではないのかなと思っております。

やはり学校に行くと、学校の先生方とお話をするとそれぞれの学校の先生方の苦しみとか悩みとかというのがあります。ですから、この法教育の教材がありますけれども、果たして、どの先生方も同じようにこなせるかどうかというのは非常に疑問なところはありますけれども、例えば、本当に高校ですけれども、学習困難校というところ、もう10分としてじっとしていられない子供たちがいる教室も見えました。

それから、先生に聞けば、もう分数なども全然解けない高校生たちがいるというような話も聞きました。そういうところで、全国統一の教材で同じような法教育ができるかどうかというのは、やはりどこかで考えなければいけない。学校の先生たちが自分たちの子供たちなりに伝えられる法教育の方法も何かしら考えていかなければいけないのかなとは思っています。

その法教育を学んでいて、その法教育そのものは本当に教育の根幹を変えるような、非常に大事な部分があるのではないかと。先ほど来、発言する力であるとか、議論する力、それから考える力、本当に子供たちに生きる力にどうしても必要なものというのがこの中に入っていると思いますので、ぜひとも実践をしながら、ダイナミックな法教育の実践にこれからも微力ながら皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

した。

土井座長 それでは、西嶋委員，お願いいたします。

西嶋委員 この委員会は，最初にお話があったときに，何で私がと思ったほど，法律には関係なく，法務省とも全く関係ない立場から参加をさせていただいて，本当に有意義な発言も何もできずに，逆に勉強させていただいた2年間だったというふうに思っております。

最初に，お受けするときに申し上げたんですけれども，専門家ではない立場で何か気づいたことで発言をさせていただければということで割り切って参加をさせていただいたんですけれども，法教育と言いますか法律というとはやはりどうしてもかたいイメージを私なんかはやはり持っていて，守らなければいけないものというイメージを持っていました。

ただ，そうではなくて，これからの若い人たちにやはりきちんと理解してもらいたいと思っているのは，社会でのルールというものがあって，そのルールの中で，いろいろな立場によっては判断が変わってくるというようなことをやはり早いうちにそれぞれが体験しておく重要性というのは，日ごろやはり感じているんですね。

教育の中で，ルール，法律とはこういうものというよりは，むしろそのやわらかいルールの中で，それぞれ判断する材料をあげるということがとても大事なんじゃないかなと。こういう考え方もあるし，立場が変わればこういう考えもあるというようなことをこういう教育の場で体験するということで，子供たちの視野が広がってくるのではないかなと。その中にやはりルールがあるんだということに気づいてもらうということは，とても大切なのではないかなというのは感じていました。

安藤委員もおっしゃっていたんですけれども，家庭でどうするか，子供たちが学校の教育現場の中だけではなくて，帰ったときに家庭でそういう議論がどうできるかということでも随分変わってくると思うんですけれども，その辺の大切さというのもやはり教育の中の1つとして考えていただければいいなというふうに思っております。

これからのことですけれども，ちょっと大分の方に動いてしまった関係もあり，今期でちょっと委員は下ろさせていただくということをお願いをしております。あまりお役に立てませんでしたけれども，今後，いろいろな形で，一市民として見ていて，法教育はこうやって根づいていったんだなというのを見るのを楽しみにしております。ありがとうございました。

土井座長 ありがとうございました。

羽間委員，お願いいたします。

羽間委員 私も教育者のはしくれですが，教育者としての自分がきちんと学ぶこと，それが教育者のまず第一の条件だというふうに思っています。この2年間は，私自身が非常に学ばせていただいたという意味で，大変勉強になった2年であったと思います。

特に，法律というものが実現しようとするものが，一体何なのかということ私自身はずっと考えさせられたなというふうに考えています。

法律の概念を知っていないと議論はできないわけですが，法律の概念が指し示している内容というのが，本当は何なのかということとか。それから，それを考え続けることに意味があるというようなこと。AとかBとか答えがあるわけではなくて，考え続けることに意味があるということ改めて意識させていただいたというふうに思います。

こういった「考え続けることに意味がある。」ということは，実はある特定の教科にとどまらない，人間を教育するときに大変大事な基本的なベースになるものではないかというふ

うに私は思います。そういう意味で、法教育は極めて重要なものだというふうに考えています。

先ほど、子供の心理的な発達のことについて御質問を申し上げたんですけれども、私たちが大人になっていった頃に比べると、今の子供さんは思春期の始まりが早くなっているんですね。一方で、大人になる、心理的に大人になるのはかなり遅くなっております。大学を卒業したぐらいでは、「一人前の大人」というのを想定するのがかなり難しくなっていて、大体30歳ぐらいまでに一人前になれば十分だという感じになっています。それを踏まえますと、学校教育だけではなくて、地域、社会における教育というのは、その意味でも極めて重要だというふうに思われます。したがって、先ほど何人かの先生方から御意見がございましたけれども、地域における教育、社会における教育というものも今後充実させていく必要があるかというふうに考えます。

そういった方向性も期待申し上げたいというふうに思っております。ありがとうございました。

土井座長 どうもありがとうございます。

それでは、山下委員、お願いいたします。

山下委員 私自身は、昨年の7月から前任を引き継いで参加しましたので、1年弱の期間になります。

3点だけ言っておきたいと思います。

この法教育の推進協議会の存在自体は、去年参加する前から知っていました。ときどき法律雑誌に載っていて、紹介文を読んでいました。しかし、やはり現場にいますと、法教育という名前だけは頭にあるんですが、一体何をやるのだろうという程度の意識であり、これが正直なところだと思います。

現在、私は、これに関与して、こういう『はじめての法教育』とかいろいろな成果物を読みまして、立派なことをやっているというのは分かるのですが、そうでない現場の第一線の法曹関係者はやはり以前の私の状態のままだと思います。ですから、これを広めるために相当な苦勞が待ち受けているだろうというのがまず第一点であります。

最初のころは、何事もそうですけれども、推進協議会に限らず新しいことを始めるときには、かなり盛り上がります。しかし、ある程度成果を出すとそのまま平行線がせいぜいで、あとは下がっていく可能性がありますので、そうならないようにずっと続けていかなければならない、そういうことを思います。

2点目は、これを広げていくために、いろいろな方法があると思います。先生方が教えるときには、教えるプロですから教材があればできるのですが、もし不安を感じたら、法テラスであれ、弁護士会であれ、地元の検察庁であれ、司法書士であれ、遠慮なく知恵を借りていくシステムも作っていった方がいいんじゃないかと思います。

例えば、法科大学院の卒業生で、時間のある人がいたら、そういう方々も使ってくださればいいと思います。何も本当に実務をやった人である必要はないと思うのです。

3点目は、私自身大変勉強になりましたということであります。以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、私の方からも所感等を述べさせていただきたいというふうに思います。

平成17年5月に本協議会を設置以来、各委員の先生方には熱心な御議論とそれから精力

的な取組みを重ねていただきました。この間、論点整理の公表に始まりまして、『はじめての法教育Q & A』やDVD、それから裁判員制度を題材とする教材の作成、公表もございましたし、本日、協議の状況等についても取りまとめの方向で御議論いただくという貴重な成果を示すことができましたことに心からお礼を申し上げさせていただきます。

本協議会に先立ちます法教育研究会が平成15年に発足して以来、法教育に関する理解と取組みというのは、当初から比べますと格段の広がりを見せてきているというふうに思っております。

これは、司法制度改革が着実に進展しているということにもよることが大きいというふうに思いますが、しかし、同時に我が国の教育の在り方というものの自体が社会の変化に対応して大きく変わろうとしている、その変わり目にこの法教育の取組みが遭遇したということも大きな要因だったのではなかろうかと思っております。

実際、昨年には、教育基本法が臨時国会で改正されましたし、現在学校教育法等、教育の基本にかかわるような法案が審議されております。それに引き続きまして、教育課程の在り方、あるいは学校運営の在り方等々についても見直されるというような機運が出てきているところであります。

当然、こういう改革と言いますか、見直しの過程におきましては、従来の教育の在り方、ありようといったものが批判的に検討されることになるでしょうし、これまでとは異なるさまざまな考え方といったものが提示されていくことになるのだらうというふうに思っております。

その意味で、我が国の教育の在り方を巡る議論というのが今後ちょうどさなぎのように殻の中でどろどろと液状化すると言いますか、溶けた状態になっていくというようなことになるかもしれません。

しかし、やはりあるものが成長を遂げていくということをするためには、必ず一度はそういうものを通過しなければならないものだと思いますので、いろいろな議論が出てきて、従来のものが見直されていく、あるいはいろいろな議論を生み出してくるということ自体、私は否定的に評価すべきものではなかろうというふうには思っております。

ただ、やはり溶けたさなぎが成長していく、美しい蝶になっていくというためには、ある意味で逆説的ですが、変わろうとする本体を守る硬い殻が要ということと、その一度溶けたものが成長を遂げるために、よい方向に持っていく力、この両方が必要なのだらうというふうに思っております。

私自身は、我々がここで検討してきた法教育というのは、そういったやはり役割を担っていく必要があるのだらうというふうに思っております。

現在、議論されております公共性を巡る議論ですとか、あるいは主体的に社会に参画をしていくということ。そういう人物を育てる教育を行うということ。あるいは最近議論になっております規範意識ですとか、道徳との関係の問題等々ございますが、こういう問題を考えていく上で、これまでここでご議論いただいた内容というのは、非常に重要な意味があるし、また意味をもたなければならないというふうに思っております。

法教育を今後より広く、そして正しい形で理解していただくためには、更なる検討が必要になると思いますけれども、この協議会におきましては今申し上げたような責任を果たしていくという認識を持って御議論を行っていただく、それを心から願っているということ、

最後に私の方から申し上げさせていただきたいというふうに思います。

それでは、一通り御意見を賜りましたので、先ほどの協議の取りまとめに関する御議論、それから今各委員からいただきました中間的な所感等を踏まえまして、取りまとめでいただきますとともに、今後の議論につなげていっていただきたいというふうに思っております。

それで、議事を閉じさせていただく前に、私の方から一言ごあいさつをさせていただきたいと思います。

私は、平成15年から法教育研究会以来4年近くにわたりまして、法務省の法教育に関する検討にかかわらせていただきました。ただ、いろいろな事情がございまして、今期をもちまして委員の方を退任させていただきたいというふうに思っております。

これまで、座長の職務を果たすことができましたのは、委員の皆様方、あるいは部会の構成員の皆様方、それから事務局の熱心な御検討があったからだというふうに思っております。心よりお礼を申し上げます。

ただ、法教育自体については、今後もかかわっていくことになるかと思っておりますので、いろいろな場でお目にかかることはあろうかと思いますが、その際には御指導のほどよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事を終了させていただきたいというふうに思います。

次回の予定は、おって事務局より連絡されますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お疲れ様でございました。

- 了 -